

京丹後市観光地域づくり チャレンジ支援事業補助金

【 申請要領 】

【申請受付期間】 令和3年5月24日(月)～令和4年2月28日(月)

【申請書の提出及び問合せ先】

京丹後市役所 商工観光部 観光振興課 〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1 (ら・ぽーと2階)	
電 話	0772-69-0450
F A X	0772-72-2030
E-mail	kankoshinko@city.kyotango.lg.jp

【補助金の概要】

市内宿泊事業者、飲食事業者又は宿泊・飲食関連事業者が、観光コンテンツの開発及び販売等の経営効率化において、相互に連携し、新たなビジネスモデルの構築を図るための取り組みを支援するために、その取組に要した経費の一部に対し補助金を交付するものです。

【補助対象事業者】

- (1) 京丹後市内に住所を有する次の事業者（個人又は市内に事業所を有する法人）が対象となります。
 - ①宿泊事業者
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の規定に基づく旅館営業・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業のいずれかの許可を有する宿泊施設。
 - ②飲食事業者
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の許可を有する事業者。
 - ③宿泊・飲食関連事業者
宿泊事業者又は飲食事業者と連携して補助対象事業を実施する個人又は法人。
- (2) 前号の事業者であっても、次に該当する場合は補助対象にはなりません。
 - ①市税等の滞納がある者。（京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）
 - ②京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はそれらの利益になる活動を行う者。

【補助対象要件】

- (1) 補助対象事業者(①～③)で、2者以上が連携して取り組む事業であること
※単独で取り組む事業は不可
- (2) 補助対象事業者が複数の事業に取り組む場合、いくつでも事業には参画できるが、補助金の申請は、補助対象事業者1者につき2回限りとする。
- (3) 申請書の提出者（代表申請者）は、①宿泊事業者又は②飲食事業者とする。

【補助対象事業】

補助対象事業（取組）は次のとおりです。

- ① 誘客促進に資する観光コンテンツの開発事業
- ② 共同仕入及び販売等の経営効率化事業

(事業の連携例)

	<連携例>
①誘客促進に資する観光コンテンツの開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お宿×飲食店×土産物店 ⇒宿泊＋ランチ＋お土産セットプランの開発 ・お宿コンシェルジュ×e-バイク事業者 ⇒朝食前まち歩き体験プランの開発 ・SUP体験事業者×温泉施設×ガイド団体 ⇒ジオサイト等周遊プランの開発 ・お宿×農・漁業者 ⇒収穫体験、釣り体験、カキ棚見学、セリ見学プランの開発 ・お宿×酒蔵×タクシー事業者 ⇒地酒巡りツアーの開発 ・お宿(飲食店)×農・漁業者 ⇒旬の食材を使った新メニューや土産物の開発
②共同仕入及び販売等の経営効率化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のお宿(飲食店) ⇒共同のメニュー開発 仕入先開拓や食材保管庫の共同利用 ・複数のお宿(飲食店) ⇒割り箸、おしぼり、パッケージ、販促物等の開発 ・お宿が、飲食店の協力を得て、ケータリング調達や泊食分離等により人材不足を解消 ・農業者と流通業者が手を組み、市内観光者や小売店、更には直接消費者に販売することで、旬で新鮮な地元野菜を地元で販売し、新たな需要を開拓する事業 ・販売先からの発注キャンセルが発生した農林水産物の直売や別の販売先に出荷する事業 ・新たな販路開拓のための商談や商談会等へ出展する事業 ・お宿(飲食店)×食材供給者×土産物店 ⇒ECサイト開設 ・異業種間連携 ⇒新しい商品・サービスの企画、試作、テスト販売等開発

【補助対象経費】

事業の実施に必要な経費(商品開発に係る材料費なども経費として良い)とします。ただし、食糧費、人件費、報酬(講師等に支払う謝金等を除く)、慶弔費、出資金、貸付金、租税公課費、寄附金など、公費として負担するものとして不適切な経費は除きます(詳しくはお問い合わせください)。

また、消費税については、全て補助対象外とします。

【補助金の額】

補助金の上限額	補助率（千円未満切り捨て）
(1) 10者未満の事業者による連携の場合：1事業者につき、10万円 (2) 10者以上の事業者による連携の場合：連携する全ての事業者を通じて100万円	補助対象経費の10分の9以内の額

【事業の実施期間等】

項目	開始	終了
受付期間	令和3年5月24日（月）	令和4年2月28日（月）
	※①：事業に既に着手又は交付決定前に着手しようとするときは補助金事前着手届を申請と同時又は交付決定通知を受けるまでに提出してください。 ※②：受付期間中であっても予算を消化した時点で受付は終了します。	
補助金の交付（不交付）決定時期	毎月、月末までの申請分を概ね翌月の20日までに決定	
事業実施期間	令和3年5月24日（月）	令和4年3月31日（木）
実績報告書提出期限	事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は交付決定日）から14日以内	

【補助金申請の手続】

(1) 企画書の提出

連携事業企画書（様式第1号）

補助事業を実施する場合、事前に次の書類を提出してください。

- ・ 連携事業企画書（様式第1号）
- ・ 連携（予定）事業者一覧
- ・ 事業の目的、実施期間及び計画内容がわかる資料
- ・ 収支計画書
- ・ 補助事業の経費を算出するための資料（見積書等の写し）

企画内容を審査のうえ、京丹後市観光地域づくりチャレンジ支援事業補助金内定通知書（様式第2号）により通知します。

(2) 補助金申請

次の書類を提出してください。

- ・ 補助金交付申請書（様式第3号）※申請者は代表者のみ。
- ・ 連携事業者一覧
- ・ 連携事業者の事業参画同意書
- ・ 補助事業の収支計画書
- ・ 補助事業の経費を算出するための資料（見積書等の写し）
- ・ 補足資料（※補助事業の概要がわかる書類）
 - その他、交付決定を行うにあたり参考となる資料を求めることがあります。

(3) 補助金の交付決定

申請内容を審査のうえ、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。

(4) 申請内容を変更又は中止する場合の手続

補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）

交付決定通知を受領後、事業内容が変更となる場合や、中止する場合は補助金変更（中止）承認申請書を提出してください。

- 増額の変更申請はできません。
- 中止した場合に、中止した内容を含めた再申請はできません。

承認結果については、補助金（変更）交付（取消）決定通知書（様式第7号）により通知します。

(5) 補助金交付決定前に事業を着手する場合

補助金事前着手届（様式第5号）

補助金の交付申請後、やむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する場合は、補助金事前着手届の提出が必要です。

(6) 実績報告書の提出

補助金実績報告書（様式第8号）

補助事業完了日から14日以内（土日を含む）に、実績報告書を収支決算書及び領収書や成果物の写真等を添え提出してください。

(7) 補助金の確定

提出された実績報告書の内容を審査（必要に応じて現地調査等を行います）のうえ交付決定の内容及び補助金額を決定し、補助金確定通知書（様式第9号）により通知します。

(8) 補助金の請求

補助金交付請求書（様式第10号）

補助金確定通知書を受領後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

(9) 補助金の交付

補助金交付請求書を受理した日から30日以内に交付します。

(※概算交付が必要な場合)

補助金概算交付請求書（様式第11号）

補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認められるときは、補助金交付決定額の10分の9を超えない範囲で概算交付を受けることができますので、概算交付請求書に次の書類を添えて提出してください。

- ①概算交付を必要とする理由書
- ②事業資金計画表

(10) その他留意事項等

- ①国や京都府の補助制度を重複して補助金を充当することはできません。
- ②この補助金は、この募集要項のほか「京丹後市補助金等交付規則」及び「京丹後市観光地域づくりチャレンジ支援事業補助金交付要綱」に則ります。